

昭和四十八年運輸省令第四十九号

船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に
関する規則

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ
二、第六条ノ三、第六条ノ四第二項、第九條第五
項、第十二條第二項、第二十九條ノ三、第二十九
條ノ四第一項及び第二十九條ノ六の規定に基づ
き、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に關
する規則を次のように定める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 製造工事又は改造修理工事に係る事業
場の認定(第三条―第十二条)

第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場
の認定(第十三条―第二十八条)

第四章 雑則(第二十八条の二―第三十一条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 船舶安全法(昭和八年法律第十一号。以
下「法」という。)第六條ノ二又は第六條ノ三
の規定による事業場の認定及び同條の規定によ
る整備規程の認可に關しては、法に定めるもの
のほか、この省令の定めるところによる。

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、法に
おいて使用する用語の例による。

第二章 製造工事又は改造修理工事に係る
事業場の認定

(認定)

第三条 法第六條ノ二の認定(以下この章におい
て「認定」という。)は、次に掲げる船舶又は
物件の製造工事又は改造修理工事の能力につ
いて行う。

- 一 小型船舶
- 二 鋼製船体
- 三 木製船体
- 四 強化プラスチック製船体
- 五 アルミニウム合金製船体
- 六 船尾骨材
- 七 かじ
- 八 だ頭材及びだ心材
- 九 倉口覆布の布地
- 十 水密すべり戸
- 十一 不燃性材料
- 十二 防火戸、防火窓、防火ダンパーその他の
仕切りの材料

十三 火災の危険の少ない家具及び備品

十四 防火戸の動力開閉装置

十五 冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の
防熱材の防湿用表面材及び接着剤並びに表面
仕上材

十六 居住区域内に設ける隔壁及び甲板の材料

十七 鋼材

十八 鋼材以外の金属材料

十九 プラスチック樹脂

二十 ガラス繊維

二十一 ゴム布

二十二 蒸気タービン

二十三 内燃機関

二十四 船内外機

二十五 船外機

二十六 ガスタービン

二十七 ボイラ

二十八 排気タービン過給機

二十九 ポンプ(油圧ポンプを除く。)

三十 油圧ポンプ及び油圧モータ

三十一 圧力容器(熱交換器に該当するもの及
び貨物タンクを除く。)

三十二 熱交換器

三十三 内燃機関のシリンダ、シリンダライ
ナ、シリンドカバ及びピストン

三十四 空気圧縮機(手動式のものを除く。)

三十五 縦軸推進装置

三十六 船尾軸封装置

三十七 ウォータージェット推進装置

三十八 プロペラ、中間軸、逆転機軸、スラス
ト軸

三十九 軸系のクラッチ、逆転機、弾性継手及
び変速装置

四十 弁及びコック

四十一 燃料油タンク

四十二 ゴムホース

四十三 弾性体のゴムエレメント

四十四 遠隔制御装置の制御盤及び遠隔操作装
置の制御盤

四十五 操だ装置

四十六 膨脹式救命いかだ

四十七 救命艇及び救助艇の内燃機関

四十八 救助艇の船外機

四十九 火せん、信号紅炎、自己点火灯、自己
発煙信号、落下傘付信号、発煙浮信号及び救
命索発射器

五十 消火器

五十一 船灯

五十二 揚貨装置

五十三 発電機

五十四 電動機

五十五 変圧器

五十六 配電盤

五十七 制御器

五十八 定周波装置

2 認定は、改造又は修理の工事の別、船舶又は
物件の範囲その他の事項について必要な限定を
して行うことができる。

2 認定は、改造又は修理の工事の別、船舶又は
物件の範囲その他の事項について必要な限定を
して行うことができる。

(認定の申請)

第四条 認定を受けようとする者は、事業場認定
申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添附
して国土交通大臣に提出しなければならない。

一 次条第一項第一号から第六号まで及び第八
号に掲げる基準に適合することを説明する書
類

二 法第六條ノ二(型式承認に係る船舶又は物
件)にあつては、法第六條ノ四第二項)の確定
(以下この章において単に「確定」という。)
の方法を記載した書類

三 認定に係る船舶又は物件の製造又は改造若
しくは修理の実績を記載した書類

四 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説
明する書類

2 国土交通大臣は、前項に規定するもののほか
認定のために必要な書類の提出を求め、又は同項
に規定する書類の一部についてその提出を免除
することができる。

(認定の基準)

第五条 認定の基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる施設及び設備を有すること。た
だし、認定に係る船舶又は物件が第三條第二
項の規定により限定されること等の事由によ
り国土交通大臣が必要がないと認める施設又
は設備については、この限りでない。

イ 別表第一に掲げる設備のうち認定に係る
船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事
に必要な設備

ロ 別表第二に掲げる設備のうち認定に係る
船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事
について確認のため行う検査その他の当該
船舶又は物件の品質の維持を図るため行う
検査(以下「自主検査」という。)に必要
な設備

ハ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は
改造修理工事及び自主検査に必要な面積並

びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、
運搬設備等の設備を有する作業場

二 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は
改造修理工事に必要な材料、部品等を保管
するために適切な施設

次に掲げる人員を有すること。

イ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は
改造修理工事及び自主検査を適正に行うこ
とができる人員

ロ 次のいずれかに該当する者であつて、認
定に係る製造工事若しくは改造修理工事又
は自主検査を行う人員を直接監督するもの

(1) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十
六号)若しくは旧大学令(大正七年勅令
第三百八十八号)による大学、学校教育
法による高等専門学校、旧専門学校令
(明治三十六年勅令第六十一号)による
専門学校又は国土交通大臣がこれらと同
等以上と認めて告示で指定した学校にお
いて、次の表の上欄に掲げる認定に係る
船舶又は物件の区分に応じ、同表の下欄
に掲げる学科における所定の課程を修め
て卒業し(当該学科における所定の課程
を修めて同法による専門職大学の前期課
程を修了した場合を含む)、かつ、当該
事業場における認定に係る船舶又は物件
の製造工事若しくは改造修理工事又は自
主検査について、学校教育法又は旧大学
令による大学の卒業生(学校教育法によ
る短期大学の卒業生を除く。)にあつて
は三年以上、その他の者にあつては五年
以上の経験を有する者

認定に係る船舶又は物件

一 第三條第一項第一号から
第五号までに掲げるもの

二 第三條第一項第六号から
第八号までに掲げるもの

三 第三條第一項第九号、第
十号から第十三号まで、
第十五号、第十六号、第十
九号から第二十一号まで、

学科

造船に關
する学
科

造船又は
機械に
關する
学科

化学に關
する学
科

第四十二号又は第四十三号に掲げるもの	
四 第三条第一項第十四号、第四十四号又は第五十一号から第五十八号までに掲げるもの	電気又は機械に関する学科
五 第三条第一項第十号、第十七号、第十八号、第二十二号から第三十五号まで、第三十七号から第四十一号まで、第四十五号、第四十七号又は第四十八号に掲げるもの	機械に関する学科
六 第三条第一項第三十六号、第四十六号、第四十九号又は第五十号に掲げるもの	化学又は機械に関する学科

- (2) (1)に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- ハ 三年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの（以下「検査主任者」という。）
 - 三 次に掲げる基準に適合する自主検査に関する制度を有すること。
 - イ 製造工事又は改造修理工事の実施組織から独立していること。
 - ロ 検査主任者が自主検査に責任を有すること。
 - 四 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。
 - イ 工程に関する管理
 - ロ 作業に関する管理
 - ハ 工作に関する基準
 - ニ 材料及び部品に関する管理
 - ホ 外注に関する管理
 - ヘ 自主検査に関する基準
 - 五 第一号イ及びロに掲げる設備の較正に関する制度を有すること。
 - 六 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。
 - イ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査に必要な図面、規格に関する書類その他の資料

- ロ 認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事及び自主検査に関する記録
- ハ 前号の較正に関する記録
- 七 当該事業場における認定に係る船舶又は物件の製造工事又は改造修理工事の実績が十分であること。
- 八 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。
- 二 第十一条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができない。
- (認定書の交付)
- 第六条 国土交通大臣は、製造工事に係る認定をしたときは製造事業場認定書（第二号様式）を、改造修理工事に係る認定をしたときは改造修理事業場認定書（第三号様式）を交付する。
- (認定の有効期間)
- 第七条 認定の有効期間は、五年以内とする。
- (確認の方法等)
- 第八条 確認は、第四条第一項第二号の書類に記載された方法に従つて、検査主任者に行わせなければならない。
- 二 検査主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当該船舶又は物件に、法第六条ノ二の確認にあつては確認したことを証する認印（製造工事に係る船舶又は物件にあつては第四号様式、改造修理工事に係る船舶又は物件にあつては第五号様式）を、法第六条ノ四第二項の確認にあつては次項に規定する標示を附さなければならない。
- 三 法第九条第五項の国土交通省令で定める標示は、第六号様式とする。
- 四 第二項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。
- 第九条 削除
- 第十条 削除
- (認定の失効及び取消し)
- 第十一条 認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - 一 死亡し、又は解散したとき。
 - 二 認定に係る事業を廃止したとき。
 - 三 認定を辞退したとき。
- 二 国土交通大臣は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

- 一 第五条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 二 第八条、第二十八条の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）又は第二十八条の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定に違反したとき。
- 三 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に、第八条第二項に規定する認印又は同条第三項に規定する標示を付したとき。
- 四 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認めて、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。
- 第十二条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨（第一号に掲げる場合において第三条第二項の規定による限定をしたときは、その旨）を告示する。
 - 一 認定をしたとき。
 - 二 第二十八条の二（同条第一項の表第一号に係る部分に限る。）の承認をしたとき。
 - 三 前条第一項の規定により認定がその効力を失つたとき。
 - 四 前条第二項の規定により認定を取り消し、又はその効力を停止したとき。
- 第三章 整備規程の認可及び整備に係る事業場の認定
- (整備規程の認可)
- 第十三条 法第六条ノ三の規定による整備規程の認可は、次に掲げる船舶又は物件について、その整備の方法がおおむね同一であると認められる類型ごとに行う。
 - 一 小型船舶
 - 二 小型船舶の船体
 - 三 内燃機関
 - 四 船内外機
 - 五 船外機
 - 六 ガスタービン
 - 七 排気タービン過給機
 - 八 膨脹式救命いかだ
 - 九 膨脹式救命浮器
 - 十 膨脹型救助艇
 - 十一 複合型救助艇

- 十二 膨脹式救命胴衣
- 十三 イマーシヨン・スーツ（膨脹式のものに限る。）
- 十四 非常用位置指示無線標識装置
- 十五 浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- 十六 非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- 十七 小型船舶用極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置
- 十八 レーダー・トランスポンダー
- 十九 搜索救助用位置指示送信装置
- 二十 小型船舶用搜索救助用位置指示送信装置
- 二十一 遭難信号自動発信器
- 二十二 持運び式双方向無線電話装置
- 二十三 固定式双方向無線電話装置
- 二十四 降下式乗込装置
- 二 整備規程には、船舶又は物件の要目、寸法及び性能を記載し、かつ、その主要部の構造（船舶にあつては、法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の構造及び配置）を图示し、ついで、次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 分解及び組立の方法並びに使用治工具
 - 二 部品又は部材ごとの点検及び整備の方法
 - 三 部品又は部材ごとの使用時間、損傷の程度等による使用限度の判定基準
 - 四 組立後の調整の方法
 - 五 臨時検査を受けなければならないこととなる修理の範囲
- 三 整備規程の認可を受けようとする者は、申請書に整備規程三部及び次に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出しなければならない。
 - 一 整備規程に係る船舶又は物件の耐久試験及び使用実績に関する資料その他整備規程の内容が妥当なものであることを説明する書類
 - 二 整備規程に係る船舶又は物件の製造の実績を記載した書類
- (整備規程の変更の認可)
- 第十四条 整備規程の認可を受けた者は、整備規程を変更しようとするときは、申請書に整備規程の変更部分の抜粋三部及び変更に係る前条第三項各号に掲げる書類を添附して国土交通大臣に提出し、その認可を受けなければならない。
- (変更命令)
- 第十五条 国土交通大臣は、認可をした整備規程に係る船舶又は物件に関する法第二条第一項の

国土交通省令又は国土交通省令・農林水産省令の改正その他の事由により当該整備規程が整備の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その整備規程の変更を命ずることができる。

第十六条 削除

(整備規程の認可の失効及び取消し)

第十七条 整備規程の認可を受けた者が、死亡し、若しくは解散したとき、又は整備規程の認可に係る事業を廃止したときは、整備規程の認可は、その効力を失う。

2 国土交通大臣は、整備規程の認可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、整備規程の認可を取り消すことができる。

- 一 第十四条の規定による変更の認可を受けな
- 二 第二十七条第一項の規定により法第六
- 三 第二十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。
- 四 認可を受けていない整備規程に認可を受けた旨を記載して、認定を受けた者に供与したとき。

(告示)

第十八条 国土交通大臣は、次に掲げる場合は、その旨を告示する。

- 一 整備規程の認可をしたとき。
- 二 第十四条の規定による整備規程の変更の認可をしたとき。
- 三 前条第一項の規定により整備規程の認可がその効力を失つたとき。
- 四 前条第二項の規定により整備規程の認可を取り消したとき。

第十九条

認定は、認可を受けた整備規程に係る船舶又は物件の種類ごとに、その整備の能力について行う。

2 認定は、船舶又は物件の範囲について必要な限定をして行うことができる。

(認定の申請)

第二十条 認定を受けようとする者は、事業場認定申請書に次に掲げる書類を添付して、地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)(認定に係る事業場が本邦にある場合にあっては当

該事業場の所在地を管轄する地方運輸局長、認定に係る事業場が本邦外にある場合にあっては関東運輸局長。以下この章において同じ。)に提出しなければならない。

一 認定に係る整備規程を当該整備規程の認可を受けた者が承諾したことを証する書類

二 次条第一項第二号から第七号まで及び第九号に掲げる基準に適合することを説明する書類

三 法第六号三の確認(以下この章において単に「確認」という。)の方法を記載した書類

四 認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績を記載した書類

五 当該事業場の組織及び業務分担の概要を説明する書類

6 地方運輸局長は、前項に規定するもののほか認定のために必要な書類の提出を求め、又は同項に規定する書類の一部についてその提出を免除することができる。

(認定の基準)

第二十一条 認定の基準は、次のとおりとする。

一 認定に係る整備規程の認可を受けた者から当該整備規程の供与を受けていること。

二 次に掲げる施設及び設備を有すること。ただし、認定に係る船舶又は物件が第十九条第二項の規定により限定をされること等の事由により地方運輸局長が必要がないと認める施設又は設備については、この限りでない。

イ 別表第三に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備に必要な設備

ロ 別表第四に掲げる設備のうち認定に係る船舶又は物件の整備について確認のため行う検査に必要な設備

ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に必要な面積並びに温度及び湿度の調整設備、照明設備、運搬設備等の設備を有する作業場

ニ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な材料、部品等を保管するために適切な施設

三 次に掲げる人員を有すること。

イ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を適正に行うことができる人員

ロ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に関し必要な知識、経

験及び技量を有すると認められる者であつて、当該認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査を行う人員を直接監督するもの

ハ 一年以上口に掲げる者としての経験を有する者又はこれと同等以上の能力を有する者

ニ 認められる者のうちから認定を受ける者が確認を行わせるために選任したもの(以下「整備主任者」という。)

四 整備主任者が整備及びその確認のため行う検査に関し責任を有する制度を有すること。

五 認定に係る船舶又は物件の整備に関し、次に掲げる事項が適切なものであること。

イ 作業に関する管理

ロ 材料及び部品に関する管理

ハ 確認のため行う検査に関する基準

ニ 第二号イ及びロに掲げる設備の較正に関する制度を有すること。

七 次に掲げる書類を適切に管理する制度を有すること。

イ 整備規程

ロ 認定に係る船舶又は物件の整備に必要な図面その他の資料

ハ 認定に係る船舶又は物件の整備及びその確認のため行う検査に関する記録

ニ 前号の較正に関する記録

ハ 当該事業場における認定に係る船舶若しくは物件又はこれらに類するものの整備の実績が十分であること。

九 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。

2 第二十八条第二項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者は、当該取消しに係る事業場について認定を受けることができる。

(認定書の交付)

第二十二条 地方運輸局長は、認定をしたときは、整備事業場認定書(第七号様式)を交付する。

(認定の有効期間)

第二十三条 認定の有効期間は、五年以内とする。

(確認の方法等)

第二十四条 確認は、第二十条第一項第三号の書類に記載された方法に従つて整備主任者に行わなければならない。

2 整備主任者は、確認を行ったときは、確認日誌にその内容及び氏名を記載するとともに、当

該船舶又は物件に確認したことを証する認印(第八号様式)を附し、整備済証明書(第九号様式)を整備を依頼した者に交付しなければならない。

3 前項の確認日誌は、その記載の日から一年間保存しなければならない。

第二十五条 削除

第二十六条 削除

(整備規程の供与等)

第二十七条 整備規程の認可を受けた者は、当該整備規程に係る認定を受けた者に対し、認可を受けた整備規程である旨及び氏名又は名称を記載した整備規程を供与しなければならない。

2 整備規程の認可を受けた者は、第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定により命令を受けたときは、直ちに前項の規定により供与した整備規程を改訂しなければならない。

3 第一項の規定により整備規程の供与を受けた者は、当該整備規程を認定に係る事業場に備えておくとともに、供与を受けた後一年ごとに、当該整備規程が認可を受けた整備規程(第十四条の規定による変更の認可又は第十五条の規定による命令を受けて当該整備規程が変更されたときは、当該変更後の整備規程)と相違ないことについて当該整備規程の認可を受けた者の検認を受けなければならない。

(認定の失効及び取消し)

第二十八条 認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、認定はその効力を失う。

一 死亡し、又は解散したとき。

二 認定に係る事業を廃止したとき。

三 認定を辞退したとき。

四 認定に係る整備規程の認可が効力を失い、又は取り消されたとき。

2 地方運輸局長は、認定を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の効力を停止することができる。

一 第二十一条第一項に規定する基準に適合しなくなつたとき。

二 第二十四条、前条第三項、第二十八条の二(同条第一項の表第三号及び第四号に係る部分に限る。)(又は第二十八条の三(同条の表第七号から第十号までに係る部分に限る。))の規定に違反したとき。

三 認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件に第二十四条第二項に規定する認印を附

し、又は認定に係る船舶又は物件以外の船舶又は物件について同項の整備済証明書を交付したとき。

四 国土交通大臣又は関東運輸局長が、必要があると認め、その職員に、本邦外にある認定に係る事業場に臨検をさせようとした場合において、その臨検が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。

第四章 雑則

第二十八條の二 次の表の上欄に掲げる者は、同表の中欄に掲げる場合には、同表の下欄に掲げる者の承認を受けなければならない。

Table with 2 columns: 一 法第六條第三條第二項の規定により国土交通大臣による認定を受けることとするとき。 二 法第六條第六條第三條第二項の規定により国土交通大臣による認定を受けることとするとき。 三 法第六條第六條第四條第一項の規定により国土交通大臣による認定を受けることとするとき。 四 法第六條第六條第五條第一項の規定により国土交通大臣による認定を受けることとするとき。

又は第七号の場合にあつては、あらかじめ、その旨を（第一号、第二号、第七号又は第八号の場合にあつては、変更しようとする事項及びその理由を書面により）同表の下欄に掲げる者に届け出なければならない。

一 法第六條第六條第一項第一号に掲げる事項について変更しようとする場合（一）、（四）又は（五）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の通行能力に及ぼすおそれのないもの（臣）に於ける場合を除く。

Table with 2 columns: 二 法第六條第六條第二号口に掲げる者及び検査主任者（三） 第五條第一項第三号に規定する制度（四） 第五條第一項第四号イから（五） 第五條第一項第五号又は第六号に規定する制度 三 法第六條第六條第三号に掲げる場合（一）、（四）又は（五）に掲げる事項についての変更が生じた場合（一）、（四）又は（五）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の製造工事を及ぼすおそれのないものに於ける者（五） 第二十一條第一項第六号又は第七号に規定する制度

五 法第六條第六條第一項第二号に掲げる場合（一） 当該認可を受けた者の氏名住所に変更があつたとき（二） 当該認可に係る事業を廃止したとき。

六 法第六條第六條第三号に掲げる場合（一） 当該認可を受けた者が死亡し、又当該認可に係る事業を廃止したとき。

Table with 2 columns: 七 法第六條第六條第四号イに掲げる場合（一）、（四）又は（五）に掲げる事項についての軽微な変更であつて、当該事業場の通行能力に及ぼすおそれのないもの（臣）に於ける場合を除く。（一） 第二十一條第一項第二号に掲げる施設及び設備（二） 整備主任者（三） 第二十一條第一項第四号に規定する制度（四） 第二十一條第一項第五号イから（五） 第二十一條第一項第六号又は第七号に規定する制度 八 法第六條第六條第五号に掲げる場合（一）、（四）又は（五）に掲げる事項についての軽微な変更であつたとき。

の認定を受けた者の相続人又は清算人

（職権の委任） 第二十九條 法第六條第三号の認定に係る国土交通大臣の職権は、当該認定に係る事業場の所在地を管轄する地方運輸局長（その所在地が本邦外にある場合にあつては、関東運輸局長。次条第一項において同じ。）が行う。（經由機関）

第三十條 第四條、第二十八條の二（同条第一項の表第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第二十八條の三（同条の表第一号から第四号までに係る部分に限る。）の規定による国土交通大臣に対する書類の提出は、当該書類に係る船舶又は物件の製造又は改造若しくは修理を行う事業場の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して行うものとする。

第三十一條 次表の上欄に掲げる額は、それぞれ同表の下欄に掲げる額の手数を納付しなければならない。

（手数料） 製造工事に係る法第六條第二号の認定を受ける法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、五十一万九千九百円。ただし、同時に別表第一の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数よ

Table with 2 columns: 一 製造工事に係る法第六條第二号の認定を受ける法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、五十一万九千九百円。ただし、同時に別表第一の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数よ 二 製造工事に係る法第六條第二号の認定を受ける法律（平成十四年法律第五十一号。以下この条において「情報通信技術活用法」という。）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあつては、五十一万九千九百円。ただし、同時に別表第一の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数よ

<p>三 第二十一件につき十一万千円（情報通信技術八条の二術活用法第六条第一項の規定により（同条第一項に規定する電子情報処理組織を項の表第二使用して承認の申請をする場合にあ号及び第二つては、十一万八千円）に係る部分に限る。）の承認を受けようとする者</p>	<p>二 改造修理工事に係る一件につき四十万七千四百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、四十七万七千二百円）。ただし、同時に別表第一の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数より一を減じた個数の物件については、一件につき十一万千円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、十一万八千円）</p>	<p>一を減じた個数の物件については、一件につき十一万千円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、十一万八千円）</p> <p>二 改造修理工事に係る一件につき四十万七千四百円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、四十七万七千二百円）。ただし、同時に別表第一の同一区分に属する二以上の物件について認定の申請をする場合における当該二以上の物件のうちその個数より一を減じた個数の物件については、一件につき十一万千円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、十一万八千円）</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>七 第二十一件につき三万六千九百円（情報通信技術八条の二術活用法第六条第一項の規定により（同条第一項に規定する電子情報処理組織を項の表第三使用して承認の申請をする場合にあ号及び第四つては、三万六千七百円）に係る部分に限る。）の承認を受けようとする者</p>	<p>四 法第六一件につき三十七万九千七百円（情報通信技術八条の二術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三十七万九千五百円）</p> <p>五 第十四一件につき九万四千四百円（情報通信技術八条の二術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更の認可の申請をする場合にあっては、九万二千円）</p> <p>六 法第六一件につき十三万七千二百円（情報通信技術八条の二術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、十三万七千円）。ただし、同時に別表第三の同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定の申請をする場合における当該二以上の類型のうちその個数より一を減じた個数の類型については、一件につき三万七千八百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三万七千六百円）</p>	<p>四 法第六一件につき三十七万九千七百円（情報通信技術八条の二術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三十七万九千五百円）</p> <p>五 第十四一件につき九万四千四百円（情報通信技術八条の二術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して変更の認可の申請をする場合にあっては、九万二千円）</p> <p>六 法第六一件につき十三万七千二百円（情報通信技術八条の二術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、十三万七千円）。ただし、同時に別表第三の同一区分に属する船舶又は物件の二以上の類型について認定の申請をする場合における当該二以上の類型のうちその個数より一を減じた個数の類型については、一件につき三万七千八百円（同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定の申請をする場合にあっては、三万七千六百円）</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 外国において法第六条ノ二及び法第六条ノ三の規定による認定を受ける場合における手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

3 前二項の手数料は、収入印紙を手数料納付書（第十一号様式）に貼り付けて納付するものとする。

附則 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第八十号）の施行の日（昭和四十八年十二月十四日）から施行する。

附則（昭和四十九年七月二五日運輸省令第三号）

1 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年八月二七日運輸省令第三六号）

1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附則（昭和五一年三月二七日運輸省令第八号）

1 この省令は、昭和五一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和五三年一月二二日運輸省令第六一六号）

1 この省令は、昭和五三年十二月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和五六年三月一九日運輸省令第六号）

1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和五六年三月三〇日運輸省令第二二号）

附則（昭和五八年八月二四日運輸省令第四二二号）

1 この省令は、昭和五十八年五月一日から施行する。

附則（昭和五八年八月二四日運輸省令第四二二号）

1 この省令は、昭和五十八年十月二日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第十五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。

附則（昭和五八年一月二二日運輸省令第五一五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五八年八月二四日運輸省令第四二二号）

1 この省令は、昭和五十八年十月二日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中船舶安全法施行規則第一条、第六十六条、別表第一及び第十五号様式別表の改正規定並びに第三条及び第四条の規定は、昭和五十八年八月二十五日から施行する。

附則（昭和五九年三月一九日運輸省令第四号）

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年六月二日運輸省令第一八号）

第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の上欄に掲げるそれらの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。

Table with 2 columns: 北海道運輸局長, 東北運輸局長, 関東運輸局長, etc. listing administrative offices and their corresponding authorities.

附則（昭和六一年六月二七日運輸省令第二五号）

第一条 この省令は、昭和六十一年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

第一条 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。
第二条 この省令の施行前に指定検定機関又は小型船舶検査機構に対してした検定又は検定合格証明書...
附則（昭和六十二年九月二九日運輸省令第五五号）
第一条 この省令は、船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

附則（昭和六十二年三月二五日運輸省令第九号）

第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

第一条 この省令は、平成六年五月一九日運輸省令第一九号
第二条 この省令は、平成六年五月二十日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中小型船舶安全規則第四十八条の改正規定（海面着色剤に係る部分に限る。）...
附則（平成六年三月三〇日運輸省令第一四号）
第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月二日運輸省令第九号）

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
第二条 この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験/第一次/第二次/受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定申請書、第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免許引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（一）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式その二による締約

国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行业法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行业者登録簿及び旅行业者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行业登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行业者代理業者登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二四年六月二八日国土交通省令第七九号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一月二二日国土交通省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月二八日国土交通省令第一九号）

（施行期日）
1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（平成二二年一月二二日国土交通省令第六九号）

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第四条のうち船舶救命設備規則第二十八条、第二十九条、第二十九条の二、第二十九条の三及び第九十七条第二項の改正規定並びに附則第三条の規定は、同年七月一日から施行する。

附 則（平成二六年六月二二日国土交通省令第五三号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則（平成二九年八月一日国土交通省令第四八号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年二月二六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第五五条関係）

区分
1 小型船舶
2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものに係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、それぞれ第一条の規定による改正後の同令第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものに係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

蒸気機関の循環ポンプ及び復水ポンプ
ポンプ、内燃機関の冷却ポンプ及び潤滑油（油圧ポンプ）、ボイラの給水ポンプ及び噴燃

ポンプ、燃料油移送ポンプ、ビルジポブを除くポンプ、消火ポンプ、バラストポンプ並く。）
びに貨物油ポンプ
内燃機関の油冷却器及び水冷冷却器並びに熱交換器に排気タービン過給機の空気冷却器

附 則（平成二九年九月二九日国土交通省令第五六号）

（施行期日）
この省令は、学校教育法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年二月二六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第五五条関係）

区分
1 小型船舶
2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものに係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、それぞれ第一条の規定による改正後の同令第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものに係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

附 則（令和元年二月二六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第一（第五五条関係）

区分
1 小型船舶
2 この省令の施行前に第一条の規定による改正前の船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の上欄に掲げるものに係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定により受けた認定は、それぞれ第一条の規定による改正後の同令第三条第一項に掲げる物件のうち次の表の下欄に掲げるものに係る同法第六条ノ二の規定により受けた認定とみなす。この場合において、当該認定の有効期間は、当該認定に係る製造事業場認定書又は改造修理事業場認定書に記載されている有効期間によるものとする。

附 則（令和元年二月二六日国土交通省令第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

イ ひずみ取り機械
ロ ショットブラストその他の鋼材のミルスケール除去に必要な設備
ハ ローターリシャワーその他の切断機械
ニ 拡大型切断機、フレームプレーナ
その他の自動ガス切断機
ホ ドリリングマシンその他の穴あけ及び皿取りに必要な機械
ヘ 水圧機その他の曲げ加工に必要な機械
ト ボンチングマシンその他の打抜き機械
チ 旋盤その他の工作機械
三 組立て及び船台作業に必要な次の設備
イ 自動溶接機及び手動アーク溶接機
ロ 溶接用材料の乾燥設備
ハ ウインチ・クランピングガーダー
その他組立てに必要な補助設備
ニ 進水台その他進水作業に必要な設備
四 その他認定に係る鋼製船体の製造工事のための作業に必要な設備

木製船体の設備
1 現図作業及び組立作業に必要な次の設備
イ 木材の乾燥設備
ロ 木工機械
ハ 進水台その他進水作業に必要な設備
ニ その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
三 その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
四 その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
イ 木材の乾燥設備
ロ 木工機械
ハ 進水台その他進水作業に必要な設備
ニ その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
三 その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
四 その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備

強化プラスチック船体
1 現図作業及び木型組立作業に必要な次の設備
イ 木材の乾燥設備
ロ 木工機械
ハ 進水台その他進水作業に必要な設備
ニ その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
三 その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
四 その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
イ 木材の乾燥設備
ロ 木工機械
ハ 進水台その他進水作業に必要な設備
ニ その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
三 その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備
四 その他認定に係る木製船体の製造工事のための作業に必要な設備

鋼製船体
1 現図作業のための縮尺ネガタイプフィルム作成に必要な設備
2 鋼材及び鋼管の加工に必要な次の設備
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機

鋼製船体
1 現図作業のための縮尺ネガタイプフィルム作成に必要な設備
2 鋼材及び鋼管の加工に必要な次の設備
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機

鋼製船体
1 現図作業のための縮尺ネガタイプフィルム作成に必要な設備
2 鋼材及び鋼管の加工に必要な次の設備
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機

鋼製船体
1 現図作業のための縮尺ネガタイプフィルム作成に必要な設備
2 鋼材及び鋼管の加工に必要な次の設備
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機

鋼製船体
1 現図作業のための縮尺ネガタイプフィルム作成に必要な設備
2 鋼材及び鋼管の加工に必要な次の設備
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機

鋼製船体
1 現図作業のための縮尺ネガタイプフィルム作成に必要な設備
2 鋼材及び鋼管の加工に必要な次の設備
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機
イ 鋼材の切断機
ロ 鋼材の切断機
ハ 鋼材の切断機
ニ 鋼材の切断機
三 鋼材の切断機
四 鋼材の切断機

<p>船尾骨 材、だ 材、だ 材、だ すべ 戸ス 切ハ 断機 及び 血取 りに 必要 な機 械</p>	<p>1 板材の加工に必要な次の設備 表面処理に必要な設備 ソーイングマシンその他の切断機 フレームプレーナその他の自動ガ</p>	<p>アルミニウム合金 1 現図作業に必要な設備 2 アルミニウム合金の板材及び管の加工に必要な次の設備 表面処理に必要な設備 ソーイングマシンその他の切断機 ドリリングマシンその他の穴あけ及び皿取りに必要な機械 油圧機その他の曲げ加工に必要な機械 旋盤その他の工作機械 組立て及び船台作業に必要な次の設備 3 自動溶接機及び自動アーク溶接機 溶接用材料の乾燥設備 溶接用材料の乾燥設備 びよう接作業に必要な機械 治具その他組立てに必要な補助設備 進水台その他進水作業に必要な設備 4 その他認定に係るアルミニウム合金製船体の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>倉口覆布 の布地 1 合糸機 燃糸機 管巻機 その他の他の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>不燃性材 1 配合作業に必要な設備 成型作業に必要な設備 その他の認定に係る不燃性材料の製造工事のための作業に必要な設備 3 塑性加工に必要な次の設備 防火戸、防火窓、防火ダンロ 1 塑性加工に必要な次の設備 シャワーその他のせん断加工機械 2 切断作業及び溶接作業に必要な次の仕切りの材料 自動ガス切断機 自動溶接機及び自動アーク溶接機 3 切削加工に必要な次の設備 戸の動力 閉装置 旋盤 又は居住区 フライス盤 ボール盤 区域内に 設置する 壁若しく 防火ダン パーその 他の仕切 りの材料 は甲板の 材料</p>	<p>4 積層作業に必要な次の設備 集じん機設備 乾燥装置 治具その他積層に必要な補助設備 5 強化プラスチックの加工に必要な次の設備 ジグソーその他切断機 ダイヤモンドホイールその他の切削機械 ハ ディスクサンダーその他のサンディングに必要な機械 ニ ドリリングマシンその他の穴あけに必要な機械 6 その他認定に係る強化プラスチック製船体の製造工事のための作業に必要な設備</p>
<p>火災の危 険の少 ない家 具及 び備 品</p>	<p>1 領域内に設置する隔壁若しくは甲板の材料の製造工事のための作業に必要な設備 2 製造の準備作業に必要な次の設備 合糸機 燃糸機 管巻機 その他の認定に係る防火戸、防火壁若しく窓、防火ダンパーその他の仕切りの材料、防火戸の動力閉装置又は居住区</p>	<p>油タンク ホ 水圧機その他の曲げ加工に必要な機械 2 旋盤その他の工作機械 組立て作業に必要な次の設備 自動溶接機及び自動アーク溶接機 溶接用材料の乾燥設備 3 その他認定に係る船尾骨材、かじ、だ頭材、だ心材、水密すべり戸又は燃料油タンクの製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>外機、船内イ 関、燃機 1 木材の乾燥設備 2 木工機械 3 サンドミルその他の砂処理装置 4 サンドストリンガーその他の造型機 5 ガスタービン又は排気タービン過給機の製造工事のための作業に必要な設備 6 その他認定に係る蒸気タービン、蒸気タービン 1 木材の乾燥設備 2 木工機械 3 サンドミルその他の砂処理装置 4 サンドストリンガーその他の造型機 5 ガスタービン又は排気タービン過給機の製造工事のための作業に必要な設備 6 その他認定に係る蒸気タービン、蒸気タービン</p>	<p>2 織機その他の製織作業に必要な設備 3 その他認定に係る火災の危険の少ない家具及び備品の製造工事のための作業に必要な設備 冷却装置 1 調査作業に必要な次の設備 の管装置 イ かくはん機 の防熱口 計量器具 材、冷却 2 その他認定に係る冷却装置の管装置の防熱材、冷却装置の防熱材の防熱材の防熱材若しくは表面仕上 湿用表面材の製造工事のための作業に必要な設備 若しくは は接着剤 又は表面 仕上材 鋼材又は 鋼材以外 の金属材料 3 その他認定に係る鋼材又は鋼材以外の金属材料の製造工事のための作業に必要な設備 1 エステル化を行うために必要な設備 2 調査作業に必要な次の設備 イ かくはん機 ロ 計量器具 3 その他認定に係るプラスチック樹脂の製造工事のための作業に必要な設備</p>	<p>蒸気ター ビン、ガ イ 1 鋳造作業に必要な次の設備 木材の乾燥設備 木工機械 2 サンドミルその他の砂処理装置 3 サンドストリンガーその他の造型機 ホ 鋳型乾燥炉 アーク炉その他の溶解炉 ト サンドブラストその他砂落しに必要な設備 チ 精密鋳造に必要な設備 テ 加熱作業に必要な次の設備 イ 鍛造用加熱炉 ロ 熱処理炉 ハ 溶炭炉又は窒化炉 ニ 焼ばめに必要な設備 ヒ 塑性加工に必要な次の設備 3 鍛造機械 4 鍛造機械 イ 鍛造機械 ロ プレス機械 3 鍛造機械 4 切削加工に必要な次の設備 イ 平削り盤及びプラノミラー ロ 形削り盤及び立削り盤 ハ 旋盤 ニ フライス盤 ホ ボール盤及び中ぐり盤 ヘ プルーチ盤 ト 歯切り盤 チ 研削盤 5 洗浄作業に必要な設備 6 その他認定に係る蒸気タービン、蒸気タービン</p>

火せん、 信号紅 炎、自己 点火灯、 自己発煙 信号、落 下さん付 信号、発 煙浮信号 又は救命 索発射器 消火器	1 火薬の配合作業に必要な設備 2 火薬の成型作業又は充てん作業に 3 その他認定に係る火せん、信号紅 点火灯、3 その他認定に係る火せん、 自己発煙炎、自己点火灯、自己発煙 信号、落下さん付信号、発煙浮信号 又は救命索、落下さん付射器の製 造工事のための作業に必要な設 備	ロ ゴム溶解機 ハ のりろ過装置 ニ 基布にゴムを被覆するために必要 な次の設備 イ ゴムの塗り塗布装置 ロ カレンダーロール 4 加硫を行うために必要な設備 5 特殊ゴム部分を作るために必要 な次の設備 イ 金属部品研磨装置 ロ 金属部品洗じよう装置 ハ 金属部品乾燥装置 ニ 接着剤塗布装置 ホ ホットプレス 6 その他認定に係る膨脹式救命いか だの製造工事のための作業に必要 な設備
--------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

船灯	揚貨装置	発電機又は電動機
1 塑性加工に必要な設備 2 切断作業に必要な設備 3 その他認定に係る船灯の製造工 事のための作業に必要な設備	1 加熱作業に必要な次の設備 ロ 鍛造用加熱炉 ハ 熱処理炉 ニ 焼ばめに必要な設備 2 切断作業及び溶接作業に必要な 次の設備 イ 自動ガス切断機 ロ パイプ切断機 ハ 自動溶接機及び手動アーク溶接 機 ニ 溶接用材料の乾燥設備 3 切削加工に必要な次の設備 イ 平削り盤 ロ 形削り盤及び立削り盤 ハ 旋盤 ニ フライス盤 ホ ボール盤 ヘ 歯切り盤 ト 研削盤 4 その他認定に係る揚貨装置の製 造工事のための作業に必要な設 備 1 鋳造作業に必要な次の設備 イ 木材の乾燥設備 ロ 木工機械 ハ サンドミルその他の砂処理装置 ニ 鑄型乾燥炉 ホ キュボラその他の溶解炉 イ 加熱作業に必要な次の設備 ロ 鍛造用加熱炉 ハ 熱処理炉 3 塑性加工に必要な次の設備 イ プレス機械 ロ シヤーその他せん断加工に必要 な機械 4 切断作業及び溶接作業に必要な 次の設備 イ 自動ガス切断機 ロ 自動溶接機及び手動アーク溶接 機 5 切削作業に必要な次の設備 イ 平削り盤 ロ 旋盤 ハ フライス盤 ニ ボール盤及び中ぐり盤	

研削盤	絶縁処理作業に必要な次の設備	塑性加工に必要な次の設備
6 巻線作業及び成型作業に必要な設 備 7 真空乾燥炉その他の乾燥炉 8 真空含浸装置その他の含浸装置 その他認定に係る発電機又は電動 機の製造工事のための作業に必要 な設備	4 絶縁処理作業に必要な次の設備 イ 真空乾燥炉その他の乾燥炉 ロ 真空含浸装置その他の含浸装置 5 その他認定に係る遠隔制御装置の 制御盤、遠隔操作装置の制御盤、変 圧器、配電盤、制御器又は定周波装 置の製造工事のための作業に必要 な設備	1 鋼製船体、木製船体、強化プラ スチック製又はアルミニウム合金製船 体の項に定める設備 2 次のイ、ロ又はハに掲げる設備 イ 内燃機関、プロペラ、中間軸、逆 転機軸、スラスト軸、プロペラ軸、船 尾管、プロペラ軸系の逆転機及び減 速装置に係る項に定める設備 ロ 船内外機に係る項に定める設備 ハ 船外機に係る項に定める設備 3 その他認定に係る小型船舶の検査 に必要な設備

溶接検査に必要な次の設備	表面温度計	溶接用電流計
3 表面温度計 イ 溶接用電流計 ロ 水分測定装置 ハ 圧力試験に必要な次の設備 イ 水圧試験に必要な設備 ロ 水密試験に必要な設備 ハ 油圧試験に必要な設備 5 その他認定に係る鋼製船体又はア ルミニウム合金製船体の検査に必要 な設備	1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ロ ガラス含有率、空洞率の測定に必 要な設備 2 非破壊検査に必要な設備 3 船体の強度試験に必要な次の設備 イ 落下試験に必要な設備 ロ ひずみ測定装置 4 圧力試験に必要な次の設備 イ 水圧試験に必要な設備 ロ 水密試験に必要な設備 ハ 油圧試験に必要な設備 5 その他認定に係る強化プラスチック 製船体の検査に必要な設備	1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ロ ガラス含有率、空洞率の測定に必 要な設備 2 非破壊検査に必要な設備 3 船体の強度試験に必要な次の設備 イ 落下試験に必要な設備 ロ ひずみ測定装置 4 圧力試験に必要な次の設備 イ 水圧試験に必要な設備 ロ 水密試験に必要な設備 ハ 油圧試験に必要な設備 5 その他認定に係る鋼製船体又はア ルミニウム合金製船体の検査に必要 な設備

<p>倉口覆布の 布地</p>	<p>1 燃糸の燃数の検査に必要な設備 2 布の外観検査に必要な設備 3 布の物性検査に必要な次の設備 イ 引張試験機 ロ 重量測定機 ハ 恒温恒湿槽</p>	<p>1 不燃性試験に必要な設備 2 その他認定に係る不燃性材料の検査に必要な設備</p>	<p>防火戸、防火 ダンパーその他 の仕切り 4 表面火炎伝搬試験に必要な設備 5 その他認定に係る防火戸、防火 は防火戸の窓、防火ダンパーその他の仕切りの材 動力開閉装置又は防火戸の動力開閉装置の検査に 必要な設備</p>	<p>1 表面火炎伝搬試験に必要な設備 2 燃焼性試験に必要な設備 3 その他認定に係る火災の危険の少 ない家具及び備品の検査に必要な設備 4 煙及び毒性試験に必要な設備 5 表面火炎伝搬試験に必要な設備</p>	<p>1 遮音性試験に必要な設備 2 その他認定に係る居住区域内に設 壁又は甲板ける隔壁又は甲板の材料の検査に必要 な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ その他認定に係る鋼材又は鋼材以 外の金属材料の検査に必要な設備</p>	<p>燃料油タンク又は揚貨装置の検査に必 要な設備</p>
<p>プラスチック 樹脂又は他 ガラス繊維 指又はガラス 繊維の検査に 必要な設備</p>	<p>1 材料試験のための万能試験機その 他機械試験に必要な設備 2 その他認定に係るプラスチック樹 脂又はガラス繊維の検査に必要な設備 3 材料試験のための粘度計、ゴム硬 ムホース又度計、引張り試験機その他ゴムパウン は弾性体の下の検査に必要な設備 ゴムエレメント 2 その他認定に係るゴム布、ゴム ホース又は弾性体のゴムエレメントの 検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 蒸気タービン、ガス タービン又衝撃 試験機その他 機械試験に必 要な設備 は排気タービ ン過給機 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 定量分析装置 ニ 鋳物砂の試験に必要な設備 ホ 非破壊検査に必要な次の設備 イ エックス線検査設備 ロ 磁気探傷装置 ハ けい光探傷装置 ニ 水圧試験に必要な設備 ホ 部品検査に必要な次の設備 イ バランシングマシン ロ スピンテスター 5 陸上試験運転に必要な次の設備 イ 動力計、振動計、その他測定に必 要な機械 ロ 燃焼ガス発生装置 ハ ボイラ</p>	<p>1 表面火炎伝搬試験に必要な設備 2 煙及び毒性試験に必要な設備 3 その他認定に係る火災の危険の少 ない家具及び備品の検査に必要な設備 4 煙及び毒性試験に必要な設備 5 表面火炎伝搬試験に必要な設備</p>	<p>1 遮音性試験に必要な設備 2 その他認定に係る居住区域内に設 壁又は甲板ける隔壁又は甲板の材料の検査に必要 な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ その他認定に係る鋼材又は鋼材以 外の金属材料の検査に必要な設備</p>	<p>燃料油タンク又は揚貨装置の検査に必 要な設備</p>	
<p>陸上試験運 転のための動 力計、振動 計その他測定 に必要な機械</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ その他認定に係る鋼材又は鋼材以 外の金属材料の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ その他認定に係る鋼材又は鋼材以 外の金属材料の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ その他認定に係る鋼材又は鋼材以 外の金属材料の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ その他認定に係る鋼材又は鋼材以 外の金属材料の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 ロ その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ その他認定に係る鋼材又は鋼材以 外の金属材料の検査に必要な設備</p>	<p>燃料油タンク又は揚貨装置の検査に必 要な設備</p>	
<p>船尾軸封 装置</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験 機その他ゴムパウンドの検査に必要な 設備 ロ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ 鋳物砂の試験に必要な設備 2 水圧試験に必要な設備 3 その他認定に係る船尾軸封装置の 検査のために必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験 機その他ゴムパウンドの検査に必要な 設備 ロ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ 鋳物砂の試験に必要な設備 2 水圧試験に必要な設備 3 その他認定に係る船尾軸封装置の 検査のために必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験 機その他ゴムパウンドの検査に必要な 設備 ロ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ 鋳物砂の試験に必要な設備 2 水圧試験に必要な設備 3 その他認定に係る船尾軸封装置の 検査のために必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験 機その他ゴムパウンドの検査に必要な 設備 ロ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ 鋳物砂の試験に必要な設備 2 水圧試験に必要な設備 3 その他認定に係る船尾軸封装置の 検査のために必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験 機その他ゴムパウンドの検査に必要な 設備 ロ 万能試験機、衝撃試験機、硬度計 その他機械試験に必要な設備 ハ 金属組織の検査に必要な設備 ニ 定量分析装置 ホ 鋳物砂の試験に必要な設備 2 水圧試験に必要な設備 3 その他認定に係る船尾軸封装置の 検査のために必要な設備</p>	<p>燃料油タンク又は揚貨装置の検査に必 要な設備</p>	

<p>膨脹式救命 いかだ</p>	<p>3 水上試験に必要な設備 4 陸上試運転のための動力計その他測定に必要な機械 5 その他認定に係る軸系のクランプ、逆転機、弾性継手又は変速装置の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 粘度計、ゴム硬度計、引張り試験機、低温脆げい化試験機、熱老化試験装置その他ゴム・パウンドの検査に必要な設備 ロ 検反機その他他布の検査に必要な設備 ハ はく離試験機その他ゴムのりの検査に必要な設備 ニ ゴム布の検査に必要な次の設備 イ 気密試験機 ロ 耐揉試験機 ハ 水圧試験機 ニ 熱老化試験装置 ホ 耐候性試験装置 ヘ 耐寒試験装置 コ 部品及び附属品類の検査に必要な次の設備 イ 引張り試験機 ロ 塩水噴霧試験機 ハ ボンベ封板気密試験装置 イ 気密試験に必要な次の設備 ロ 充気装置 ハ マノメーター イ 気圧計及び温度計 5 その他認定に係る膨脹式救命いかだの検査に必要な設備</p>
<p>船灯</p>	<p>1 材料試験に必要な設備 2 耐食試験に必要な設備 3 完成試験に必要な次の設備 イ 光度測定装置 ロ 防水試験装置 ハ 振動試験装置 ニ 絶縁抵抗試験装置 ホ その他認定に係る船灯の検査に必要な設備</p>	<p>1 材料試験に必要な次の設備 イ 万能試験機その他機械試験に必要な設備 ロ 金属組織の検査に必要な設備 ハ 定量分析装置 ニ 鋳物砂の試験に必要な設備 ハ 非破壊検査に必要な次の設備 イ エックス線検査設備 ロ 磁気探傷装置 ハ けい光探傷装置 イ 部品検査に必要な次の設備 ロ バランシングマシン 3 耐圧試験器、珪（けい）素鋼板試験器その他電気検査に必要な設備 4 完成試験に必要な次の設備 イ 原動機動力計その他試運転に必要な設備 ロ 振動計、電磁オツシロその他測定に必要な機械 5 その他認定に係る発電機又は電動機の検査に必要な設備</p>
<p>区分 小型船舶</p>	<p>設備</p>	<p>1 船体の項に定める設備 2 内燃機関、船内外機又は船外機に係る項に定める設備 3 その他認定に係る小型船舶について整備規程に従い整備を行うために必要な設備 1 次のいずれかの設備 イ 鋼製船体の整備に必要なガス切断機、ドリリングマシン、旋盤、手動アーク溶接機その他鋼製船体の整備に必要な設備 ロ 強化プラスチック製船体の整備に必要な樹脂調合用器材、ガラス繊維裁断器具、集じん器、切断機、サンダー、ドリリングマシンその他強化プラスチック製船体の整備に必要な設備 ハ アルミニウム合金製船体の整備に必要なガス切断機、ドリリングマシン、旋盤、アーク溶接機その他アルミニウム合金製船体の整備に必要な設備 2 上架設備 3 その他認定に係る船体について整備規程に従い整備を行うために必要な設備 1 切削加工に必要な次の設備 イ 旋盤 ロ ポール盤 ハ 内燃機関、船内外機及び船外タービン過給機にあつては、弁及び弁座の削整器具 2 焼きばめ作業に必要な設備 3 洗浄作業に必要な設備 4 その他認定に係る内燃機関、船内外機、船外機、ガスタービン又は排気タービン過給機について整備規程に従い整備を行うために必要な設備 1 点検に必要な次の器具 イ ブラシその他の洗浄用具 ロ ボンベの取外し用具 ハ 充気装置分解用具 ニ 手持灯又は懐中電灯</p>
<p>(膨脹式のものに限る。)</p>	<p>2 保守又は修理に必要な次の器具 イ 皿ばかり、ロール、その他接着加工に必要な用具 ロ 工業用ミシンその他の縫製用具 ハ 膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器又は降下式乗込装置にあつては、ロープ加工用具及びはんだ加工用具 3 その他認定に係る膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器、膨脹式救命胴衣、イマーシジョン・スーツ(膨脹式のものに限る。)</p>	<p>1 複合型救助艇にあつては、船体の項に定める設備 2 内燃機関、船内外機又は船外機に係る項に定める設備 3 膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器、イマーシジョン・スーツ(膨脹式のものに限る。)</p>

第1号様式 (第4条関係)

第1号様式

事業場認定申請書

年月日

国土交通大臣
運輸政策局長

申請者の代表者
以下署名及び押印

下記の事業場について、船舶安全法第4条第2項第4号の「製造工場（建設管理工事又は築造）に係る認定を受けるため、船舶安全法の規定に基づき事業場の認定に関する規則第4条第1項（第20条第1項）の規定により申請します。

- 1 認定を受けることとなる事業場の名称及び所在地
- 2 認定を受けることとなる船舶又は物件の種類

第2号様式 (第6条関係)

第2号様式

製造事業場認定書

年月日

船舶安全法第4条第2項第4号の「製造工場（建設管理工事又は築造）」に係る認定に関する規則第4条第1項（第20条第1項）の規定に基づき、船舶安全法の規定に基づき事業場の認定に関する規則第4条第1項（第20条第1項）の規定により申請した結果、認定を受けることとなる事業場の名称及び所在地

- 1 認定を受けることとなる事業場の名称及び所在地
- 2 認定に係る船舶又は物件の種類
- 3 認定の有効期間

年月日から 年月日まで

4 船舶又は物件の種類以外に「」での認定事項

年月日

国土交通大臣 印

第3号様式
 改定標準仕様書
 船舶安全設備の多岐にわたる規定により下記のとおり規定する。
 1 規定に該当する船舶の名称及び所在地
 2 規定に係る船舶又は物件の種類
 3 船舶又は物件の種類以外についての規定事項
 4 規定の有効期間
 年 月 日から 年 月 日まで
 国土交通大臣 印

第4号様式
 (製造工場に係る船舶又は物件に対して附する図印)

 112、4ミリの寸法とする。

第5号様式
(改修特許工事に係る敷地又は物件に対して附する図印)



11. 4 エリアートルを以てする。

第6号様式
(型枠承認を受けた敷地又は物件で構造工事に関するものに對して付する標印)



11. 4 エリアートルを以てする。

第7号様式（第22条関係）

第7号様式

受 取 書 兼 領 収 文 書

第 号
領

転記又は誤謬の多きもの記載により下記の上記を決定する。

- 1 指定の請求事務年度の名称及び所在地
- 2 指定に係る転記又は領収書の範囲
- 3 指定の有効期間

年 月 日から 年 月 日まで
 地方運輸局長
 運輸政策課長 印

第8号様式（第24条関係）

第8号様式

（数量に係る転記又は領収書に付して附する範囲）



11. 4センチメートルを以上とする。

第9号様式

船 務 研 究 所 書

年 月 日

船

事業所の名称
及び所在地
船主若しくは船長

下記の船務又は物件は、船舶安全法の規定に基づき事業簿の認定に関する規則第24条第1項の規定に基づき船務又は物件の名称及び所在地を記載する。

1. 船務又は物件の名称及び形式
2. 認定を行った年月日

第10号様式

実 業 研 究 所 書

年 月 日

国土交通大臣
地方運輸局長
運輸政策局長

船

申請者の氏名又は
法人名称及び住所

年 月 日の製造工事（改造等工事又は修繕）に係る認定について、下記のとおり認定の申請された事項（認定に係る船務又は物件の範囲）を変更しようとするので、船舶安全法の規定に基づき事業簿の認定に関する規則第28条の2第1項の規定により申請します。

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由

第1号様式

申請料納付書

年月日

期

申請者の氏名
以下欄及び宛先

下記の申請について手数料を納付し、本文。

- 1 申請事項
- 2 金額
- 3 備考

記入
印